

請願第 4 号

令和 3 年 8 月 2 6 日

北上市議会議長 八重樫 七郎 様

請 願 者

住 所 北上市相去町小糠沢 1 9 番地

団 体 名 相去町中成沢廃物焼却発電施設

建設反対委員会

代表者名 会長 及川 三男

(相去地区自治協議会長)

連 絡 先 相去地区交流センター

TEL : 0197-67-4355

紹介議員

梅木 忍



産業廃棄物焼却発電施設の設置に
反対する意見書の提出を求める請願



産業廃棄物焼却発電施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願

【請願の趣旨】

相去町中成沢45-1に、廃プラスチックを低温熱分解処理しガス化させ、そのガスを燃焼させて発電する「産業廃棄物焼却発電施設」を建設するという計画があるようです。同地区は農業地区であり、近隣には住宅地、幼稚園、小学校、中学校、高校や福祉施設などが集積し、日常的不安と長期的な影響が懸念される廃棄物処理施設の立地は好ましいものではありません。

この事業は、原料となる廃プラスチックのほとんどが産業廃棄物となることから、県の許可が必要であり、更に、1日200tもの廃プラスチックを燃焼させる施設との報道もあることから、建築基準法第51条のただし書き許可が必要な施設と思われます。そのため、岩手県知事に対して、以下の理由により反対する意見書を提出して頂きたいと、請願いたします。

【反対理由】

- (1) 半径1.5km以内に幼稚園、小中学校、高校等の教育施設や特養老人ホーム等の福祉施設及び住宅密集地があり、健康への影響、通学路の安全等が懸念されます。

建設予定地は、北上市立南中学校から西に約1kmの距離にあり、半径1.5km以内には、北上市立南小学校、北上総合運動公園、大堤幼稚園、岩手県立翔南高等学校などが配置され、更に、特別養護老人ホーム敬愛園やケアハウス北星荘もあり、住宅密集地域もあります。

計画施設は、定められた環境基準等は当然順守するものと思われませんが、過去にも後藤野工業団地における産廃処理施設の火災など、環境基準では測れないリスクも想定されますし、健康への影響も懸念されます。

更に、計画施設は1日200tもの廃プラスチック等を焼却する予定との事でもあり、原料搬入等により通学路における安全性への影響も大きく懸念されます。

また、文部科学省が示している「中学校施設整備指針」の第2章第1節第2「周辺環境」には、「頻繁な車の出入りを伴う施設が立地しないことが重要である」「騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である」と記載されており、当該施設の建設は、この指針の趣旨からもふさわしいものではありません。

(添付「資料1」「資料2」P13参照)

- (2) 建設予定地は、北上市都市計画マスタープラン地域別計画において「田園保全地区」に指定されています。

北上市は全域を都市計画区域と定めており、この中の「田園保全地区」とは、同マスタープランによると「自然と共生する土地利用を基本とし、多面的な機能を有する山林や農業の経営基盤である農地の保全を図る地区」「市街地の無秩序な拡大の抑制、住みよい集落環境の維持・形成、自然やなりわいを活かしたふれあいの場としての有効活用を図る地区」と土地利用の説明がなされています。

また、建設予定地は「雑種地」ですが、隣接地は農業振興地域の指定もされており、ブルーベリー、アスパラ、稲作などが恒常的に作付けされております。

これらのことから、北上市で定めた土地利用に対して、県が建築基準法第 51 条のただし書き許可をすることは、基礎自治体の自主性を損なうものであり、好ましいものではないと思われまます。(添付「資料 3」参照)

(3) 原料や焼却灰の保管及び搬出入に伴い、環境と市道に影響が出る恐れがあります。

1 日 200t もの廃プラスチック等を燃焼し発電して売電するには、365 日 24 時間稼働が必須です。稼働に伴い発生する焼却灰(焼却後の残さ割合が 3%として 1 日 6t、年間 2,190t)の搬出にもトラック等の頻繁な出入りが予想されます。

前項で述べた通学路への安全性への影響とは別に、建設予定地に接続する市道は大変狭く、拡幅などを行わないと、工事及び運転開始後の搬出入は不可能だと思われまますし、拡幅による法面崩壊なども懸念されまます。

具体的には、建設予定地西側を南北に通る市道 1063029 号線は、幅員が 4.5m あるものの舗装部分は 3.5m しかありませんし、拡幅する場合は東側となりますが、落差 2m 程度の法面となっており、崩落の危険も考えられまます。

また、建設予定地南側を東西に通る市道 1063030 号線は、建設予定地に近い部分は未舗装で、幅員 4.0m で共用幅は 3.0m しかありません。しかも、どちらも一部民有地となっており、一部の地権者は拡幅に応じない、との意思も示されており、現状での大型車両の頻繁な通行は、市道の路盤が破壊される恐れも出てまます。(添付「資料 1」参照)

更に、原材料や焼却灰はある程度の量の保管が必要であり、保管状態によっては、特に排水への環境被害なども懸念されまます。

(4) 東北自動車道まで約 60m しか無く、万一の場合の影響が懸念されまます。

建設予定地の西端は、東北自動車道から僅か 60m 程度の距離であり(添付「資料 1」参照)、万一火災等が発生した場合は、東北自動車道が通行止めとなる可能性が高く、秋田道への分岐点である北上ジャンクションにも近いことから、大きな影響が懸念されまます。直近の事例として、今年 7 月 18 日には、静岡県小山町の東名高速道路脇の工場から火災が発生し、一時通行止めとなった事件も発生してまます。

【請願内容】

岩手県知事に対して、産業廃棄物焼却発電施設の設置に反対するという意見書を提出してまます。

【添付資料】

資料 1 : 施設距離図

資料 2 : 中学校施設整備指針(抜粋)

資料 3 : 都市計画マスタープラン地区の方針図 [相去地区]